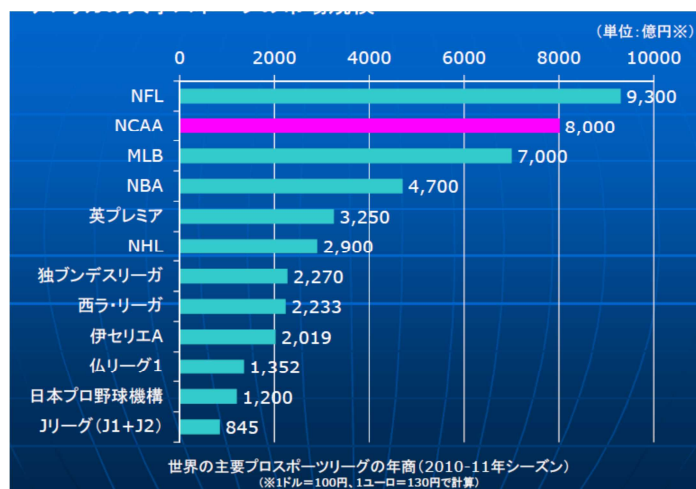


大学スポーツの振興について

1. 現状と課題

- 大学におけるスポーツの振興は、大学のスポーツ施設の地域住民への開放や総合型地域スポーツクラブの運営を通じて、大学の枠内にとどまらず、広く国民の健康増進に資するとともに、地域・社会の活性化の起爆剤となりうるものである。また、障害者スポーツの振興や男女共同参画等を通じて共生社会の実現に寄与するとともに、国際交流の推進やスポーツ文化の振興により人間性を涵養し社会を形成する人材の育成に貢献する可能性がある。さらに、世界大会で好成績を収めた大学のトップアスリートが、国際競技連盟等の役員に就き、スポーツ面で国際社会に貢献することは、日本の国際的地位の向上にも資することとなる。
- このように、我が国の大学スポーツには、人材輩出、経済活性化、地域貢献等といった大きな潜在力を有している一方、アメリカのような大学スポーツ先進国と比較して、その力を十分に生かしきれていないと言えない。そのため、大学スポーツの振興方策や推進体制の在り方について検討する必要がある。

【アメリカの大学スポーツと
世界主要スポーツリーグの市場規模の比較】



2. 施策の方向性 (案)

- (1) 我が国の大学が持つスポーツ資源の潜在力（人材輩出、経済活性化、地域貢献等）を活かすとともに、組織の適切な運営管理や健全な大学スポーツビジネスの確立等を目指す。
- (2) 運動部活動を含めて全学的にスポーツ分野に取り組む大学や学生競技連盟を核とした大学横断的かつ競技横断的統括組織（日本版 NCAA）の創設を目指す。

3. 具体的施策（案）

- ① 国や大学スポーツ関係団体は、スポーツ関係者・団体内にとどまることなく、大学関係者が集まる場等を積極的に活用し、大学スポーツの重要性について大学トップ層はもとより、広く大学関係者全体の理解の醸成を図る。
- ② 国は、各大学における、スポーツ分野を戦略的かつ一体的に管理・統括し、学生アスリートの管理やスポーツを通じた大学ブランド力の向上等を担う部局の設置や、当該部局において大学スポーツの事業開拓やブランド力向上等の大学におけるスポーツ分野を総合的にコーディネートする人材（大学スポーツ・アドミニストレーター）の配置をはじめとした大学スポーツの振興に係る取組を支援するとともに、先進的なモデルを形成し、他の大学への展開を図る。
- ③ 国はアスリートとしてのキャリアと生涯にわたるキャリアを両立させて取り組むデュアルキャリアの重要性を大学関係者等に周知する取組を進め、若手アスリートに対するデュアルキャリア形成に関する人材・プログラム開発や大学での学習支援の充実などデュアルキャリアの取組の定着を図る。
- ④ 国及び大学等は、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会をスポーツボランティア充実の好機と捉え、スポーツボランティア機会に関する情報提供を行い、障害者スポーツを含めて大会に参加することを通じてスポーツボランティアへの拡大を図る。あわせて、スポーツボランティアに継続的に参画する人材の確保にも取り組む。
- ⑤ 学生が小・中・高等学校等に派遣され、体育の授業や運動部活動の支援を行うことは、キャリア形成において、子供達を指導する貴重な経験を得られることから、国は、こうした派遣に向けた支援を行うとともに、子供達に適した運動プログラムの開発など、指導体制の支援に向けた取組を推進する。
- ⑥ 国は、民間事業者との共同事業、ネーミングライツの活用、スポーツイベントの充実、大学スポーツにおけるブランドの統一等、大学スポーツに関して大学の収益をあげる取組を、先進的な事例の創出支援や、調査分析発信等により促進する。
- ⑦ 国は、大学が、総合型地域スポーツクラブ、地方公共団体、体育協会、プロスポーツクラブ等の地域の関係団体と連携し、大学スポーツ施設の開放をはじめとして、大学が地域活性化の中核的拠点となるよう、優良事例の収集や発信を行う。
- ⑧ 大学部活動等のスポーツ合宿は、交流人口の拡大をもたらす地域活性化につながることから、国は、合宿誘致等に取り組む地域スポーツコミッションへの支援、優良事例の収集や発信等により、スポーツ合宿をはじめとしたスポーツツーリズムの拡大を図る。
- ⑨ 大学は、スポーツ分野を戦略的かつ一体的に管理・統括する部局の設置や大学スポーツ・アドミニストレーターの配置をはじめとして、①収益力の向上に向けた取組、②学生アスリートのキャリア形成支援、③大学スポーツを通じた地域貢献、地域活性化、④スポーツ教育の推進、⑤スポーツボランティアの普及啓発等の観点から大学スポーツの振興に努める。
- ⑩ 大学は、スポーツ分野を一体的に統括する部局を中心として、部活動の会計の透明化や運営の在り方について検討を行い、社会への説明責任を積極的に果たしていくよう、各部活動等に促していく。

- ⑪ 大学は、各大学のミッションや規模に応じて、必修化も含めた大学体育の充実方策について積極的に検討する。
- ⑫ 大学は、大学におけるスポーツ分野の研究のより一層の推進を図るとともに、地域社会や産業界との連携等により、研究成果の社会還元積極的に取り組む。
- ⑬ 国は、「大学スポーツの振興に関する検討会議」での結論に従い、大学や学生競技連盟を中核として「大学スポーツの振興に関する産学官連携協議会」を設置し、大学横断的かつ競技横断的統括組織（日本版 NCAA）の担うべき役割や課題等を検討し、日本版 NCAA 創設に向けた体制の整備を進める。大学や学生競技連盟、スポーツ関連団体・企業等は、当該協議会に積極的に参画する。